

刑事事件

# 賠償金再提訴を支援

## 新年度 大阪府、福岡県で

刑事事件の加害者に損害賠償を命じる判決が確定しても賠償金が支払われず、被害者やその家族が、請求権が消滅する民法上の時効(10年)の成立を防ぐため再提訴するケースが後を絶たない。被害者側の負担軽減を図るため、福岡県と大阪府は新年度、再提訴時の費用助成などの支援を始める。福岡県によると、都道

府県レベルでは初めての取り組みで、被害者遺族は「この動きが全国に広がってほしい」と期待している。「最愛の家族を奪われた例が、なぜ何度も苦しい目に遭わされるのか」。18年前に長女・和未子さん(当時7歳)を殺害された父親の川原富由紀さん(64)(福岡市早良区)は、まな娘の遺影を持つ手に力を込めた。

事件は2001年10月に長崎県諫早市で発生。吉岡達夫受刑者(41)が、下校途中の和未子さんに道案内を頼むふりをして近づき、車で連れ去って絞殺した。殺人罪などに問われた吉岡受刑者は、長崎地裁で無期懲役の判決を受け、確定した。川原さんは、吉岡受刑者と両親を相手に損害賠償を求めて提訴。長崎地裁大村

支部は05年12月、吉岡受刑者に約7000万円の賠償を命じた。しかし、支払いがないまま時効が近づき、川原さんは15年10月、福岡地裁に再提訴した。地裁は16年1月に同額の賠償を命じたが、支払いは今もない。再提訴には、印紙代などで約30万円かかった。日本弁護士連合会が18年6～9月、過去10年間に殺人や傷害などの事件で被害者代理人を務めた弁護士を対象に実施したアンケート調査(回答494件)で、加害者が賠償金を支払う義務を負った363件のうち、全額が支払われたのは54%(195件)。殺人に

限ると50件のうち1件のみだった。このような状況を受け、福岡県は犯罪被害者等支援条例のうち、4月1日に施行する基本的施策に、再提訴を含めた損害賠償請求に対する被害者側への支援を盛り込んだ。大阪府は19年度一般会計当初予算に、再提訴時の印紙代などを補助する「再提訴費用助成事業」

として約100万円を計上した。警察庁によると、被害者支援に関する条例は31道府県(18年4月時点)が制定。福岡県が都道府県に聞き取りしたところ、再提訴に関する支援は同県と大阪府が初めてという。市町村レベルでは、兵庫県明石市が18年、自治体で初めて条例に再提訴支援を盛り込み、印紙代などを実費補助している。同市では、300万円を上限に賠償金を立て替え払いする制度もある。福岡県の条例制定を求めた世良洋子弁護士(福岡県弁護士会)は「一歩前進だが、条例では地域によって支援の格差が生じる。国は被害者の生活支援を含めた制度を設けるべきだ」と訴えている。